

社会福祉法人ほくてん役員報酬規程

(役員報酬)

第1条 役員報酬を次のとおり支給する。

(1)理事長

- ①別表の通り支給する。
- ②退職金については北海道民間社会福祉事業職員共済会退職手当共済制度及び独立行政法人福祉医療機構退職共済制度の規程により、支給する。
- ③理事長は、週3日以上従事の場合、常勤者として社会保険加入対象とする。

(2)その他の役員

- ①役員報酬は無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第2条 理事長に対する報酬の支給は、年額の12分の1を毎月20日(ただし休日・国民の祝日・金融機関の休業日にあたる場合、前日とする)に支給する。

別表

役職名	報酬の額
理事長	年額 7,200,000 円

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。